

# 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和5年12月28日

公益社団法人

東京都障害者スポーツ協会 会長 延興 桂

## 1 入札の件名

東京都多摩障害者スポーツセンター建物等総合管理業務委託

## 2 概要

### (1) 委託業務内容

- ①建物敷地内清掃業務
- ②施設設備・機械運転及び保守管理業務
- ③宿泊施設整備管理業務
- ④除菌・消毒業務
- ⑤警備業務 ※別途、仕様書あり

### (2) 履行場所

東京都多摩障害者スポーツセンター  
住所：〒186-0003  
東京都国立市富士見台2-1-1  
電話：042(573)3811

### (3) 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 3 契約方法

一般競争入札

## 4 入札に参加する者の資格要件等

入札に参加する者の資格は、入札において次に掲げる(1)に該当し、かつ、(2)の条件を満たしている者。

- (1) 東京都競争入札参加有資格者名簿に登録されており、同名簿の下記営業種目及び取扱品目においてAランクに登録されていること。

〈営業種目及び取扱品目〉

- ① 103 建物清掃
- ② 104 電気・暖冷房等設備保守
- ③ 105 警備

(2) 次の欠格事由に該当しない者であること

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条に規定する処分を受けている団体。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団関係者。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するもの。
- ④ ①、②又は③の団体から委託を受けた者。
- ⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、センターが経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

## 5 入札手続き

### (1) 入札申込手続

入札に参加希望する者は、「入札申込書」（様式1）を令和6年1月15日（月）から1月23日（火）午後5時00分までに東京都多摩障害者スポーツセンターへ提出すること。なお、入札申込及び入札の実施を代理人により行う場合は、代表者からの委任状を提出すること。

### (2) 提出書類及び提出期限

#### ①入札申込書（様式1）

（東京都多摩障害者スポーツセンターのホームページからダウンロードできます。）

#### ②会社概要（様式任意） 1部

#### ③商業登記簿謄本 1部

〈書類の提出期限〉

①の書類は、公告期間（令和6年1月15日（月）～1月23日（火））午後5時00分までとする。

③の書類は、令和6年1月23日（火）午後5時00分までとする。

### (3) 現場見学及び説明会

現場見学及び説明会については、別途、希望があった際、開催とする。

### (4) 入札及び開札の日時及び場所

① 日時 令和6年1月29日（月）午後2時00分

② 場 所 東京都多摩障害者スポーツセンター 集会室 1

住所：東京都国立市富士見台 2-1-1

電話：042（573）3811

③入札書

指定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名押印の上、封書により入札箱に投函すること。

（入札書の様式は、東京都多摩障害者スポーツセンターのホームページからダウンロードできます。）

(5) 入札金額

入札金額は、2（1）①から④までの受託業務に係る 1 年間の総価金額を記入すること。

(6) 公平な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止並びに公正な取引の確保に関する法律等に抵触行為をしてはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。
- ④ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ⑤ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加価格を聞き出す行為をしてはならない。

(7) 落札者の決定方法

単年度の予定価格（総価金額、消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、最低価格（価格評価方式）をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(8) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- ② 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- ③ 入札参加者が協定して入札した入札書
- ④ 違算がある入札書
- ⑤ 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- ⑥ 記名、押印のない入札書
- ⑦ 誤字、脱字により意思表示が明確でない入札書
- ⑧ 入札公告に示す提出期限内に 5（2）の提出書類を提出しない者の入札書
- ⑨ 虚偽の審査書類を提出した者の入札書

(9) 入札回数等の制限

入札執行回数は2回までとし、単年度予定価格（総価金額、消費税及び地方消費税を除く金額）の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価金額における最低価格入札者（再度の入札においても失格基準価格を下回る者は除く。）による随意契約とする。この場合の見積り回数は2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約書の作成

落札者は、落札日から起算して10日以内に契約書に記名押印し、提出しなければならない。

(2) 契約の確定

当該契約は、協会と落札者の双方が記名押印した時に確定するものとする。

(3) この公告の申請のために提出された書類は返却しない。

(4) この契約事務の担当部署

東京都多摩障害者スポーツセンター  
サービス推進課

住所：〒186-0003

東京都国立市富士見台2-1-1

電話：042（573）3811